

令和6年度県産品トライアル輸出支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度県産品トライアル輸出支援事業

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

貿易会社の知見および海外でのネットワークを活用し、三重県内の食関連事業者及び伝統産業・地場産業のうち輸出の経験が少ない事業者や新たな国・地域への輸出に取り組もうとする事業者を対象に、台湾、香港、タイ、シンガポールなど東アジア、東南アジアを中心とした海外でのニーズが見込める商品の掘り起こし、商品ブラッシュアップ、トライアル輸出など事業者の海外販路開拓を支援することを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

5 委託業務の内容

海外販路を開拓するため、初めて輸出に取り組む事業者、輸出初心者及び新たな国・地域への輸出に取り組もうとする事業者を対象とした輸出支援を行うこと。

(1) 新規に輸出に取り組む事業者支援（5社以上）

これまで輸出実績のない県産品事業者に対し輸出に向けた働きかけを行うとともに伴走型支援を行うこと。

(2) 海外でのニーズが見込める県産品の掘り起こし（5社5商品程度）

・海外ニーズをふまえ、これまでに輸出実績のない商品又は新たな国・地域へ輸出する商品を掘り起こし、マーケットインの発想でブラッシュアップの支援を行う（(1)で支援を行った事業者とは別の事業者を想定）。

・個別商談会の実施等により、品目が偏らないよう調整すること。食品、伝統産業・地場産産業それぞれ少なくとも1商品ずつは含むこと。

(3) 伝統工芸品と食を組み合わせた商品提案（3組程度）

1カ国（又は1地域）以上のバイヤー向けに伝統工芸品と食を組み合わせた商品提案を行うこと。

(4) セミナーの開催

輸出業務に精通した者を講師として、参加事業者が輸出先国のトレンド、規制や認証制度などの知識を習得するためのセミナーを少なくとも1回開催すること。

(5) トライアル輸出の実施

・上記(1)、(2)、(3)で支援を行った事業者の商品を少なくとも1事例ずつ含めてトライアル輸出を行うこと。

- ・事前商談が必要な場合は、対面又はオンラインにより商談会を開催すること。
- ・参加事業者および商品の選定にあたっては、現地ニーズがある商品かどうかを事前に確認するとともに、三重県と十分な協議を行うこと。
- ・参加事業者からの配送は、国内渡しで完了すること。国内の納品先までの送料は、参加事業者負担とする。
- ・今後の輸出の継続につながるよう販売価格の設定を適切に行うこと。
- ・購入者に確実に商品が届くよう、必要に応じて流通関係の事業者と調整の上、在庫管理や輸送手配等を行うこと。
- ・参加事業者や購入者等との決済は受託者が責任をもって行うこと。
- ・参加事業者がインポーターとの商談等に同席を希望する場合は、可能な範囲で同席できるよう調整を行うこと。なお、参加事業者の渡航費用が必要になる場合は参加事業者の負担としてもよい。

(6) トライアル輸出した商品のフィードバック

- ・トライアル輸出の結果を参加事業者にフィードバックするとともに、商品のブラッシュアップに向けた支援をすること。
- ・継続的な取組や今後の商品改善等につなげられるよう、その後の取引状況についても状況を把握するなど、事業者の継続的な商談機会の獲得に向けた支援を行うこと。

(7) アンケートの実施

トライアル輸出実施後に参加事業者にアンケートを行うこと。アンケート回収後は、回答内容を整理、分析し、三重県に報告すること。

(8) その他

本事業の支援対象が輸出経験の少ない事業者であることをふまえ、輸出に必要な手続きや事業者に寄り添った助言を行うこと。

6 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、事務所および会場使用料、輸出コンテナの借り上げ料、輸出に関する手数料、消耗品費等）に限る。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。ただし、本業務を実施するにあたり必要がある場合は前金払をすることができるものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

12 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

13 その他、受託上の留意点

◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。

◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

- ◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うこと。
- ◇業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- ◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ◇本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。
- ◇本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- ◇新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があることに留意すること。

14 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班 担当 植村、岡本

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail export@pref.mie.lg.jp